

軽井沢町議会「議会だより軽井沢」モニター設置要綱

(設置)

第1条 「議会だより軽井沢」の編集に当たって、町民の意見を反映させるため、「議会だより軽井沢」モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

(任務)

第2条 モニターの任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 年4回発行する「議会だより軽井沢」について広報広聴常任委員会が作成するアンケートに対する回答
- (2) 広報広聴常任委員会が開催するモニター会議への出席

(構成)

第3条 モニターは、10名以内で構成し、議長が委嘱する。

2 モニターは、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。ただし、議長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 男女の比率は、概ね半数ずつとする。
- (2) 10代以上の各年代から2名以内とする。
- (3) 町を概ね中地区（北地区を含む。）、西地区、東地区及び南地区に分け、各地区から2名以上とする。

(任期)

第4条 モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第5条 この要綱で定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の改廃をするときは、広報広聴常任委員会で協議し、全員協議会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。